

大和市告示第50号

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月18日

大和市長 古谷田 力

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成27年大和市告示第58号）の一部を次のように改正する。

附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1中「第1項①第1号」を「第1項②第1号」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。